

企業局新型コロナウイルス対策 事業継続計画書（BCP）

令和2年9月策定

茨城県企業局

目次

第1． 事業継続計画の概要.....	1
第2． 新型コロナウイルス感染症対応における各課所の役割	2
第3． 企業局対応フェーズ.....	4
第4． 人員計画	8
第5． 業務の優先順位.....	10
第6． 職員又は同居の家族がPCR検査を受ける場合の対応	11
（別紙1）企業局各所属における業務の優先順位	12
（別紙2）職員又は同居の家族がPCR検査を受ける場合の対応	16

第1. 事業継続計画の概要

1. 事業継続計画の目的

この事業継続計画は、新型コロナウイルス感染症発生時においても、県民のライフラインである水道事業の業務を継続し、安全で安心な水を一時も中断することなく安定的に供給するため、あらかじめ感染症発生時における各課所の役割・活動内容及び優先業務等を定めることを目的とする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、必ずしも予測どおりに進むものではないことから、この事業継続計画は、必要に応じて改訂するものとする。

2. 勤務体制

感染拡大時には、感染リスクを分散するため、テレワーク等を活用した在宅勤務により2班体制（1日交替で出勤）による勤務とする。

また、感染者発生時には、感染が発生した課所の同じ班の職員全員が濃厚接触者として出勤自粛となり、通常時の50%の職員で事業を継続することを想定する。

なお、地震、水害等との複合災害発生を想定し、緊急対応業務を行う職員も確保する。

3. 「茨城版コロナNext」と「企業局対応フェーズ」の相関関係

この事業継続計画における「茨城版コロナNext」と「企業局対応フェーズ」の相関関係は次のとおりとする。

茨城版コロナNext 【判断基準】	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4
	感染が抑制できている状態	感染が概ね抑制できている状態	感染が拡大している状態	感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態
企業局 【対応フェーズ】	フェーズ0		フェーズ1	フェーズ2
	浄水場等で新型コロナウイルス感染症の感染を確認 ↓ フェーズ3 発生課所：フェーズ2の対応+消毒作業 +他の課所への応援依頼 その他の課所：現行のフェーズを維持			

第2. 新型コロナウイルス感染症対応における各課所の役割

1. 新型コロナウイルス感染症対応における各課所の主な役割

課所	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の健康状態の管理 ● 感染者及び感染が疑われる職員に対する出勤自粛の要請 ● 感染防止対策用品の確保 ● 新型コロナウイルス感染症に関する情報の課所内周知 ● 必要に応じ業務を縮小
本局総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員（企業局及び運転管理委託業者）の健康状態の管理 ● 職員への感染防止対策の周知 ● 職員の勤務体制に関すること ● 在宅勤務の環境整備 ● 感染防止対策用品の備蓄量の確認及び必要量の確保 ● 運転管理委託業者との連絡調整（健康状態の把握、感染者発生時の報告連絡など） ● 他部局への支援要員の調整 ● 総務部との連絡調整
本局企画経営室	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業局災害対策本部会議（必要に応じ Web 会議）の開催 ● 県災害対策本部会議との調整 ● 企業局内の連絡体制確立 ● 新型コロナウイルス感染症に関連する情報の局内周知 ● 企業局ホームページへの情報掲載
本局業務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水ユーザーとの連絡調整 ● 厚生労働省，経済産業省等関係機関への報告 ● 支払猶予等の検討
本局施設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 各水道事務所，各浄水場及び水質管理センターとの連絡調整 ● 各水道事務所，各浄水場及び水質管理センター職員が感染した場合の業務支援 ● 突発事故発生時の連絡調整及び業務支援 ● 各水道事務所，各浄水場及び水質管理センターにおける消毒作業の統括 ● 浄水場見学の受入停止の検討

課所	主な役割
各水道事務所 各浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場の維持管理及び水質管理の継続 ● 浄水場維持管理要員の確保 ● 浄水処理に必要な薬品等の確保 ● 工期の延長及び工事の縮小または休止の検討
水質管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質検査業務及び水質管理業務の継続 ● 水質管理センター業務要員の確保 ● 水質検査に必要な試薬・消耗品等の確保 ● 水質検査の延期及び縮小または休止の検討

第3. 企業局対応フェーズ

1. 企業局対応フェーズの概要

茨城版コロナNext	ステージ1, 2	ステージ3	ステージ4	企業局で 感染者発生
企業局対応フェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
企業局対策本部会議の開催	必要に応じ開催	必要に応じ開催	週2回	随時
勤務体制	通常	通常	2班体制	【発生課所】 ・フェーズ2の 対応を実施 【発生課所以外】 ・現行のフェーズ を継続
浄水場見学の停止	停止しない (状況により判断)	停止	停止	
来庁者の制限	制限しない (感染防止対策を徹底)	国・県の対応方針に従い 一部制限	制限	
出張の制限	制限しない (感染防止対策を徹底)	国・県の対応方針に従い 一部制限	制限	
執務室の間仕切	状況により判断	実施	実施	
職員の健康状態の把握	実施	実施	実施	
職員自身による行動歴の記録	実施	実施	実施	
感染症に関する情報提供	実施	実施	実施	
感染防止対策用品の確保	実施	実施	実施	
既存業務の縮小	—	状況に応じ判断	状況に応じ判断	
感染発生課所への応援	—	—	—	実施(発生課所)
感染発生課所の消毒	—	—	—	実施

※勤務体制「通常」時についても、執務室の分離・週1日以上テレワーク・交替勤務体制の見直し等を実施

※勤務体制については、本表によるほか総務部人事課等の通知を参考に決定

2. フェーズ別の対応

(1) 企業局対応フェーズ0

茨城版コロナNextの判断基準が「ステージ1」又は「ステージ2」の場合、企業局では「企業局対応フェーズ0」の対応を行う。

○企業局対策本部会議

- ・必要に応じ、企業局対策本部会議を開催する。

○勤務体制

- ・通常の勤務体制を継続する。なお、必要に応じてテレワーク等を活用した在宅勤務（以下、「在宅勤務」という。）を実施するとともに、各自在宅勤務の環境を整える。

○浄水場見学の停止

- ・原則、停止しない。ただし、必要に応じ受入を停止する。

○来庁者の制限

- ・原則、制限しない。ただし、感染防止対策を徹底する。

○出張の制限

- ・原則、制限しない。ただし、感染防止対策を徹底する。

○執務室の間仕切

- ・感染拡大状況及び国・県の方針を考慮し、必要に応じ執務室の間仕切を実施する。

○その他、職員の感染防止及び感染時の対応のため、以下の取組みを実施する。

- ・職員の健康状態の把握
- ・職員自身による行動歴の記録
- ・感染症に関する情報提供
- ・感染防止対策用品の確保

(2) 企業局対応フェーズ1

茨城版コロナNextの判断基準が「ステージ3」の場合、企業局では「企業局対応フェーズ1」の対応を行う。

○企業局対策本部会議

- ・必要に応じ、企業局対策本部会議を開催する。

○勤務体制

- ・通常の勤務体制を継続する。なお、必要に応じて在宅勤務を実施するとともに、各自が在宅勤務の環境を整える。

○浄水場見学の停止

- ・浄水場見学は停止する。停止期間は、感染拡大状況を考慮して決定する。

○来庁者の制限

- ・来庁者を一部制限する。制限の内容は国及び県の対応方針に従うものとする。

○出張の制限

- ・出張を一部制限する。制限の内容は国及び県の対応方針に従うものとする。

○執務室の間仕切

- ・感染拡大防止のため、執務室の間仕切を実施する。

○既存業務の縮小

- ・新型コロナウイルス感染症対策の長期化などにより、既存業務の継続が困難な場合、各課所において、既存業務の縮小を検討する。

○その他、職員の感染防止及び感染時の対応のため、以下の取組みを実施する。

- ・職員の健康状態の把握
- ・職員自身による行動歴の記録
- ・感染症に関する情報提供
- ・感染防止対策用品の確保

(3) 企業局対応フェーズ2

茨城版コロナNextの判断基準が「ステージ4」の場合、企業局では「企業局対応フェーズ2」の対応を行う。

- 企業局対策本部会議
 - ・定期的に企業局対策本部会議を開催する。(開催頻度：週に2回程度)
- 勤務体制
 - ・原則、在宅勤務による2班体制(1日交代で出勤)での勤務とする。
- 浄水場見学の停止
 - ・浄水場見学は停止する。停止期間は、感染拡大状況を考慮して決定する。
- 来庁者の制限
 - ・来庁者の制限を行う。やむを得ない場合は、来庁者対応エリアで対応する。
- 出張の制限
 - ・職員の出張の制限を行う。やむを得ない場合は、所属長等と相談し、感染防止対策を講じたうえで出張するものとする。
- 執務室の間仕切
 - ・感染拡大防止のため、執務室の間仕切を実施する。
- 既存業務の縮小
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の長期化などにより、既存業務の継続が困難な場合、各課所において、既存業務の縮小を検討する。
- その他、職員の感染防止及び感染時の対応のため、以下の取組みを実施する。
 - ・職員の健康状態の把握
 - ・職員自身による行動歴の記録
 - ・感染症に関する情報提供
 - ・感染防止対策用品の確保

(4) 企業局対応フェーズ3

企業局職員が新型コロナウイルスに感染した場合、企業局では「企業局対応フェーズ3」の対応を行う。

※感染者が確認された課所のみフェーズ3へ移行し、他は現行フェーズを継続する。

- 企業局対策本部会議
 - ・随時、企業局対策本部会議を開催し、必要な対策を講じる。
- 各課所における対応
 - ・発生課所については、企業局対応フェーズ2と同様の対応を行うとともに、消毒作業及び他の課所への応援依頼を行う。
 - ・発生課所以外の課所については、現行の企業局対応フェーズを維持する。
- 感染発生課所の消毒
 - ・水道事務所、浄水場又は水質管理センターにおいて感染が発生した場合には、発生課所は、本局施設課及び保健所の指導に基づき、消毒作業を行う。

- ・本局施設課は、消毒作業を統括する。また、消毒業者との連絡調整を行う。なお、消毒業者の状況（消毒業者による消毒作業開始までに数日の時間を要する等）によっては、企業局職員が消毒作業を実施する。

○感染発生課所への応援

- ・水道事務所、浄水場又は水質管理センターにおいて感染が発生した場合には、発生課所は、職種別に不足する人員を算定し本局施設課に報告する。
- ・本局施設課は、感染発生課所に人的支援の割り当てを行う。

○既存業務の縮小

- ・発生課所は、既存業務を縮小のうえ、業務を継続する。

第4. 人員計画

新型コロナウイルス感染者が確認された場合に備え、あらかじめ所属内の指揮・連絡系統を明確にする。また、所属長等の責任者不在の場合を想定し、あらかじめ代替者を定める。

1. 企業局対応フェーズ0及びフェーズ1

企業局対応フェーズ0及びフェーズ1では、通常の勤務体制を継続するとともに、職員それぞれがテレワークの体制を整えるものとする。

2. 企業局対応フェーズ2

企業局対応フェーズ2では、感染リスクを分散するため、在宅勤務の活用により2班体制（1日交替で出勤）による勤務とする。

なお、地震、水害等との複合災害発生を想定し、緊急対応業務を行う職員も確保する。また、知事部局等への応援要員も確保する。

○2班体制による勤務の人員計画表

課所	業務			計	職員数
	停止・遅延 出来ない業務	災害・事故等 緊急対応業務	知事部局等へ の応援要員		
総務課	7	1	1	9	18
企画経営室	3	1	－	4	7
業務課	4	1	1	6	12
施設課	6	2	1	9	18
県南水道事務所	6	5	－	11	21
利根川浄水場	1	2	－	3	4
阿見浄水場	2	1	－	3	4
鹿行水道事務所	7	2	－	9	17
鱒川浄水場	2	1	－	3	4
県西水道事務所	8	1	－	9	18
新治浄水場	1	1	－	2	4
水海道浄水場	2	1	－	3	7
県中央水道事務所	5	3	－	8	15
那珂川浄水場	1	1	－	2	2
湊沼川浄水場	1	1	－	2	4
水質管理センター	6	1	－	7	14

※那珂川浄水場は職員数が少ないため、2班体制とはせず、執務室を分離し業務を継続

3. 企業局対応フェーズ3（感染発生課所）

企業局対応フェーズ3における感染発生課所では、同じ班の職員全員が濃厚接触者として出勤自粛となり、通常時の50%の職員で事業を継続することを想定。

○水道事務所、浄水場又は水質管理センターにおいて感染が発生した場合には、発生課所は、職種別に不足する人員を算定し本局施設課に報告する。

○水道事務所、浄水場及び水質管理センターは、あらかじめ他の課所からの支援要員を

指定する。本局施設課は、不足数に応じて、感染発生課所に支援要員を割り当てる。

○支援要員だけで人員の不足を補えない場合は、退職者に応援を要請するなど、水道事業の継続を最優先に柔軟な対応を行う。

第5. 業務の優先順位

新型コロナウイルス感染症発生時においても、県民のライフラインである水道事業の業務を継続し、安全で安心な水を一時も中断することなく安定的に供給するため、各課所における業務の優先順位を「(別紙1) 企業局各所属における業務の優先順位」に定める。

1. 企業局対応フェーズ0

優先順位1から3の全ての業務を行うものとする。

2. 企業局対応フェーズ1及びフェーズ2

優先順位1から3の全ての業務を行うものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策の長期化等により、既存業務の継続が困難な場合には、所属長の判断で優先順位3の業務を中止又は延期するものとする。

3. 企業局対応フェーズ3（感染発生課所）

感染発生課所においては、感染者や濃厚接触者の出勤自粛中、優先順位2及び3の業務を中止又は延期し、優先順位1の業務のみを行うものとする。

ただし、出勤自粛対象者が少なく、業務の継続が可能な場合はこの限りではない。

第6. 職員又は同居の家族がPCR検査を受ける場合の対応

職員又は同居の家族がPCR検査を受診することになった場合、検査結果が「陽性」の場合に備え、県関係課、管轄保健所と連携のうえ、速やかに準備を進める。

「(別紙2) 職員又は同居の家族がPCR検査を受ける場合の対応」参照

1. 所属長の対応

(1) PCR検査受診者の状況確認

- 氏名・年齢・性別・現住所・家族構成
- 出先機関名・業者名
- 行動履歴(2週間程度)
- 受診医療機関、PCR検査機関、管轄保健所(出先機関管轄)
- 主な症状(体温、その他の症状)

(2) 連絡体制の整備

- 対応窓口(責任者及び担当者)の設置
- 公表する内容の調整や関係機関との連絡調整
- ※上記の内容を速やかに報告

出先機関の長 → 本局(総務課) → 局内共有

2. 本局の対応

- 関係課との調整
管財課又は庁舎管理者：執務室への立ち入り制限等
疾病対策課：公表する内容及び記者会見の対応を調整
総務事務センター：他所属への注意喚起

3. PCR検査の結果「陽性」が判明した場合

- 本局は、「陽性」判明後、速やかに知事等に報告
- 所属長は、保健所の指導のもと、濃厚接触者の特定と自宅待機等の指示、執務室等の消毒等を実施
- 対象者が受診したPCR検査機関を所管する県又は市が、陽性患者の情報を公表

【参考】「陽性」が判明した場合の関係機関への報告について

- 「陽性」が判明した場合の関係機関へ報告の時期は次のとおりとする。

対象	相手方関係機関	報告の時期
上水	厚生労働省	マスコミ発表と同時
工水	経済産業省	マスコミ発表と同時
上水・工水	水政課	企業局が情報を把握した時点

(別紙1) 企業局各所属における業務の優先順位

本局総務課

担当	業務内容	優先度		
		1	2	3
総務担当	職員の給与支払	●		
	職員の福利厚生		●	
	上記以外の庶務一般			●
予算担当	決算資料の作成	●		
	予算の進行管理		●	
	建設改良繰越			●
	財政課調整			●
経理担当	決算	●		
	事業の経理事務(収入・支払)	●		
	出先機関の会計指導		●	
	出先機関の検査			●

本局企画経営室

担当	業務内容	優先度		
		1	2	3
企画	庁内・局内調整	●		
	県議会、庁議、企画監会議対応	●		
	局議、経営調整会議・局HPでの情報発信	●		
	災害対応・中央要望	●		
	局防災訓練		●	
	新任者研修、職員研修			●
	水道普及啓発			●
	東京都水道局等との合同訓練			●
経営	立地企業フォローアップ(相談対応)	●		
	リース企業及び格納庫入居事業者対応	●		
	江戸崎工業団地未造成対応	●		
	リース企業訪問		●	
	阿見東部・江戸崎工業団地連絡協議会に係る県外視察等			●
	東京・大阪立地セミナーへの参加			●

本局業務課

担当	業務内容	優先度		
		1	2	3
上水担当	国庫補助及び起債の申請	●		
	事業計画，経営，水需要計画の斤内調整	●		
	水利権申請に係る水需給調査	●		
	県水転換に係る減免	●		
	繰入金の対応	●		
	受水団体からの相談対応	●		
	水道加入促進事業(減免の決定)	●		
	国土交通省及び水資源機構への管理費支払い	●		
	県議会対応	●		
	事業計画，経営，水需要計画に係る国及び市町村等との調整		●	
	広域連携に関する事務		●	
	受水団体訪問		●	
	連絡協議会等の実施			●
	会議への出席			●
工水担当	国庫補助及び起債の申請	●		
	事業計画，経営，水需要計画の斤内調整	●		
	受水企業及び新規立地企業からの相談対応	●		
	需給契約及び負担協定締結	●		
	工水料金支払猶予	●		
	水資源機構への管理費支払い	●		
	県議会対応	●		
	事業計画，経営，水需要計画に係る関係機関との調整		●	
	受水企業訪問		●	
	連絡協議会等の実施			●
	工業用水協会総会等への出席			●

本局施設課

担当	業務内容	優先度		
		1	2	3
施設管理担当	自然災害発生時の連絡調整・庁議、企画監会議	●		
	水道事務所・水質管理センターとの連絡調整	●		
	委託業者との連絡調整	●		
	水道技術管理者関連業務	●		
	電気事業法、水道法、省エネ法、電波法等関連業務	●		
	水道用薬品の調達	●		
	電力調達・粒状活性炭再生業務・浄水発生土業務（契約を除く）		●	
	維持管理年報に関する業務			●
	資格取得に関する業務			●
	災害訓練			●
	水道事業者連協/促進協・水環境学会・O3協会関連			●
	局内会議（水質担当者会議、水道技術管理補助者会議など）			●
	局内常設委員会（設計及び工事管理研究会、水処理DB委員会など）			●
	県主催検討会・協議会 （霞ヶ浦浄化、農林航空事業、廃棄物処理施設調整会議など）			●
	国等主催協議会・説明会（霞ヶ浦用水など）			●
施設整備担当	漏水復旧工事及び緊急資材の調達（事務所支援）	●		
	補助事業の申請・報告等のうち技術的事項関連業務	●		
	管路の保守点検関連（事務所・企業公社調整）	●		
	渇水時の水利権調整業務	●		
	工事設計の審査指導及び進行管理業務		●	
	工事の実施計画及び予算執行管理業務		●	
	公共工事発注見通しの公表		●	
	水道施設及び管路の耐震化（計画関連）			●
	施設の改修計画策定、改訂			●
	施設の統廃合検討			●
	土地造成事業の調整等			●

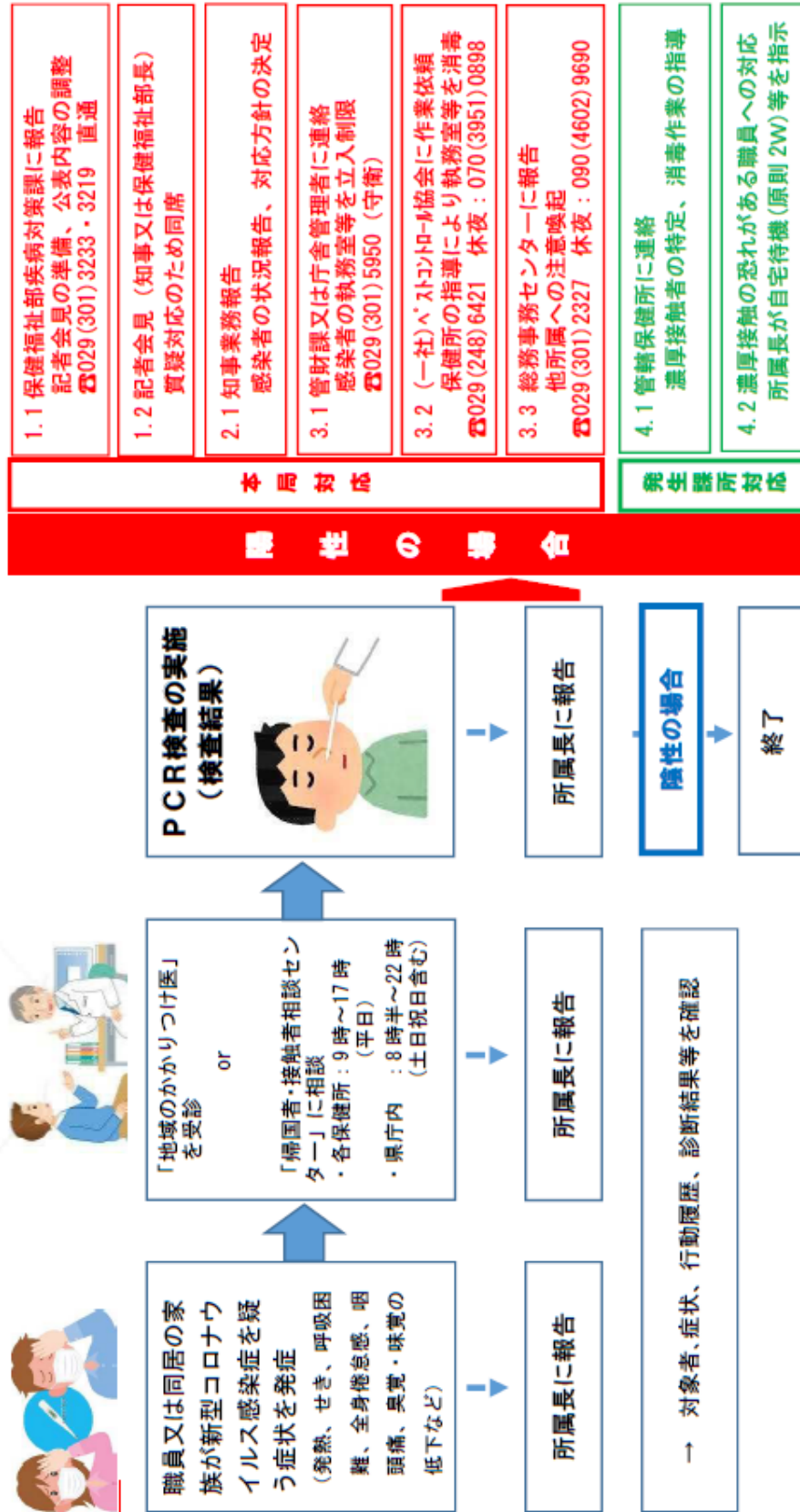
各浄水場・水質管理センター

担当	業務内容	優先度		
		1	2	3
各浄水場	水処理維持管理	●		
	薬品等の発注業務	●		
	浄水発生土搬出・処理に係る業務	●		
	粒状活性炭再生等に係る業務	●		
	水質管理・水質検査	●		
	電気事業法，水道法，省エネ法，電波法等関連業務		●	
	国土交通省への取水量報告		●	
	管路保守点検等		●	
	不要・不急の工事発注			●
	本局への定期報告			●
	浄水場見学対応			●
水質管理センター	水質管理	●		
	水質検査		●	
	各種調査・研修			●

(別紙 2) 職員又は同居の家族が PCR 検査を受ける場合の対応

R2.8.7
企業局企画経営室

◇職員又は同居の家族が PCR 検査を受ける場合の対応 (委託業者の職員を含む)



* PCR 検査を受ける場合の具体的な対応は、別紙のとおり。